

藤沢市教育情報セキュリティポリシー
対策基準
＜基本編＞

藤沢市教育委員会

文書の新規発行／改定

| 版数 | 改定／施行年月日 | 文書の新規制定／改定内容 | 承認者 | 作成部署 | 文書整理番号 |
|----|----------------------------------|---------------|-----------|-------------|--------------|
| 00 | 改定：平成 年 月 日 施行：平成25年 4月 1日 | 新規制定 | 吉田 教育長 | 学校教育 企画課 | |
| 01 | 改定：平成28年 9月 1日 施行：平成28年 9月 1日 | 全面改定 | 吉田 教育長 | 学校教育 企画課 | 287115000988 |
| 02 | 改定：平成29年 4月 1日 施行：平成29年 4月 1日 | 組織改正に 伴う変更 | 平岩 教育長 | 教育総務課 | 297101000117 |
| 03 | 改定：令和 2年 4月 1日 施行：令和 2年 4月 1日 | 全面改定 | 岩本 教育長 | 教育総務課 | 027101000005 |
| 04 | 改定：令和 3年 4月 1日 施行：令和 3年 4月 1日 | 組織改正に 伴う変更 | 岩本 教育長 | 教育総務課 | 037101000090 |
| 05 | 改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日 | | | | |
| 06 | 改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日 | | | | |
| 07 | 改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日 | | | | |
| 08 | 改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日 | | | | |

(注意)

- (1) 本文書を一部改定したときは、当該一部改定に係る部分（影響するページ）を加除方式により差し替え、最新化する。
- (2) 本文書を全部改定したときは、改定前の本文書を各所管において速やかに撤去し、廃棄するものとする。
- (3) 文書の新規制定／改定内容は、制定及び改定の都度、当該制定及び改定の履歴を記載したものと差し替える。

目次

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 対象範囲 | 1 |
| (1) 組織の範囲 | 1 |
| (2) 情報資産の範囲 | 1 |
| 3. 組織及び体制 | 1 |
| (1) 役割・責任 | 1 |
| (2) 教育情報セキュリティ委員会 | 4 |
| 4. 定義 | 6 |
| 5. 情報資産への脅威 | 6 |
| 6. 情報セキュリティ対策 | 7 |
| 7. 藤沢市教育情報セキュリティポリシーの例外措置 | 7 |
| 8. 藤沢市教育情報セキュリティポリシーの公開 | 7 |
| 9. 藤沢市教育情報セキュリティポリシーの更新 | 7 |

1. 目的

藤沢市立学校及び教育委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持・向上するための対策について、遵守すべき行為や判断等の基準を統一的なレベルで定め、統合的、体系的かつ具体的に取りまとめるため、『藤沢市教育情報セキュリティポリシー対策基準』を策定する。

また、「サイバーセキュリティ基本法」第5条では、地方公共団体は「サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。このことから、本ポリシーでは、藤沢市立学校及び教育委員会のサイバーセキュリティに対する対策の基準、および実施の責務を定めるものとする。

本対策基準は、藤沢市立学校及び教育委員会が保有する情報資産に関する、業務に携わる全ての教職員、教育委員会職員（以下「教職員等」という）並びに外部委託事業者に対し、情報セキュリティの維持、強化を促すものである。

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』の体系を以下とする。

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー 基本方針 』

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー 対策基準<基本編>』

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー 対策基準<詳細編>』

2. 対象範囲

(1) 組織の範囲

本対策基準が適用される組織は、藤沢市立学校（小学校、中学校、特別支援学校）及び教育委員会とする。

(2) 情報資産の範囲

本対策基準が適用される情報資産の範囲は、藤沢市立学校及び教育委員会が所有する情報資産の全てを対象とする。

3. 組織及び体制

(1) 役割・責任

ア 最高教育情報セキュリティ責任者

(ア) 教育長が担う。

(イ) 『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』の対象範囲における全ての情報資産の情報セキュリティの活動を統括する。

(ウ) 『藤沢市教育情報セキュリティ緊急時対応計画』の承認を行う。

(エ) 教職員等及び教育委員会職員に対し、『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』についての啓発を行う。

- (オ) 最高教育情報統括責任者を兼ねる。
- イ 統括教育情報セキュリティ責任者
 - (ア) 教育部長が担う。
 - (イ) 最高教育情報セキュリティ責任者を補佐する。
 - (ウ) 情報セキュリティ対策に関する計画・実行・検証を行う。
 - (エ) 教育情報セキュリティ委員会の委員長を担う。
 - (オ) 教育情報統括責任者を兼ねる。
- ウ 教育情報セキュリティ内部監査責任者
 - (ア) 教育部参事が担う。
 - (イ) 教育情報セキュリティ内部監査を行う。
 - (ウ) 教育情報セキュリティ委員会の副委員長を担う。
- エ 教育情報ネットワーク・セキュリティ管理者
 - (ア) 教育総務課長が担う。
 - (イ) 最高教育情報セキュリティ責任者、統括教育情報セキュリティ責任者を補佐する。
 - (ウ) ネットワークに係る開発、設定の変更、運用、更新等の統括を行う。
 - (エ) ネットワークに係る情報セキュリティの維持及び向上を行う。
 - (オ) ネットワーク及び情報システムに関し、サーバ等ハードウェア及び配線等の構成情報を把握する。
 - (カ) ネットワーク及び情報システムに関し、ソフトウェアの配布状況、ライセンス等の情報を把握し、管理する。また、当該情報に変更等が生じた場合は、速やかに当該変更等に係る箇所を修正するとともに、修正履歴を記録する。
 - (キ) 教育情報システム・セキュリティ管理者及び教育情報システム・セキュリティ担当者に対して情報セキュリティに関する指導及び助言を行う。
 - (ク) 情報資産を侵害される又は侵害の恐れがある場合には、最高教育情報セキュリティ責任者の指示に従い、必要かつ十分な全ての措置を行う。最高教育情報セキュリティ責任者が不在のときにあつては統括教育情報セキュリティ責任者の指示に従い、統括教育情報セキュリティ責任者が不在の際は自らの判断に基づき措置を行う。
 - (ケ) 『藤沢市教育情報セキュリティ緊急時対応計画』の策定及び見直しを行う。
 - (コ) 『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』の遵守に関する意見の集約並びに教職員等に対する研修、訓練、助言及び指示を行う。
 - (サ) 教育情報ネットワーク・セキュリティ管理者が不在時に権限を代行

する者は、教育情報ネットワーク・セキュリティ管理者が指名し、最高教育情報セキュリティ責任者が認めた者でなくてはならない。

オ 教育情報システム・セキュリティ管理者

- (ア) 藤沢市立学校の校長及び教育委員会各課長が担う。
- (イ) 教育情報ネットワーク・セキュリティ管理者を補佐する。
- (ウ) 所管する情報システム及びネットワークに係る運用等を行う。
- (エ) 所管する情報システムに係る情報セキュリティの維持及び向上を行う。
- (オ) 教職員等の育成方針を決定し、教職員等への受講を指示する。

カ 教育情報システム・セキュリティ担当者

- (ア) 藤沢市立学校における担当教職員及び教育委員会各課担当職員が担う。
- (イ) 教育情報システム・セキュリティ管理者の職務を補助し、情報化事業の効率的な推進および情報セキュリティ向上を行う。

キ 教職員等

- (ア) 『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』に定めた事項を遵守する。
- (イ) 定められた研修を受講する。
- (ウ) 日常業務において、種類にかかわらず業務・プロジェクトの実行時に、情報セキュリティ対策を心がけ実行する。

ク 教育情報セキュリティ推進事務局（情報セキュリティに関する統一的な窓口）

- (ア) 教育総務課の職員が担う。
- (イ) 教育情報ネットワーク・セキュリティ管理者に従い、情報セキュリティの推進に関する事務を行う。
- (ウ) 情報セキュリティに関する事故について、報告を受けた場合には、その状況を確認し、最高教育情報セキュリティ責任者に報告を行わなければならない。
- (エ) 情報セキュリティ戦略の意志決定が行われた際は、その内容を学校及び教育委員会に提供する。
- (オ) 情報セキュリティ事故を認知した場合、その重要度や影響範囲を勘案し、市長部局と連携し、マスコミへの通知・公表対応を行わなければならない。
- (カ) 情報セキュリティに対して、他の教育委員会の情報セキュリティに関する統一的な窓口の機能を有する部署、外部の事業者等との情報共有を行わなければならない。

(2) 教育情報セキュリティ委員会

ア 教育情報セキュリティ委員会の役割

委員会は、定期的に年2回開催し、委員長が必要と認めた場合には臨時で開催することができる。会議の議事は、委員の総意により決するものとする。委員会は、情報セキュリティの維持及び改善を推進するために、次に掲げる事項に関し、全校的に指示をする。

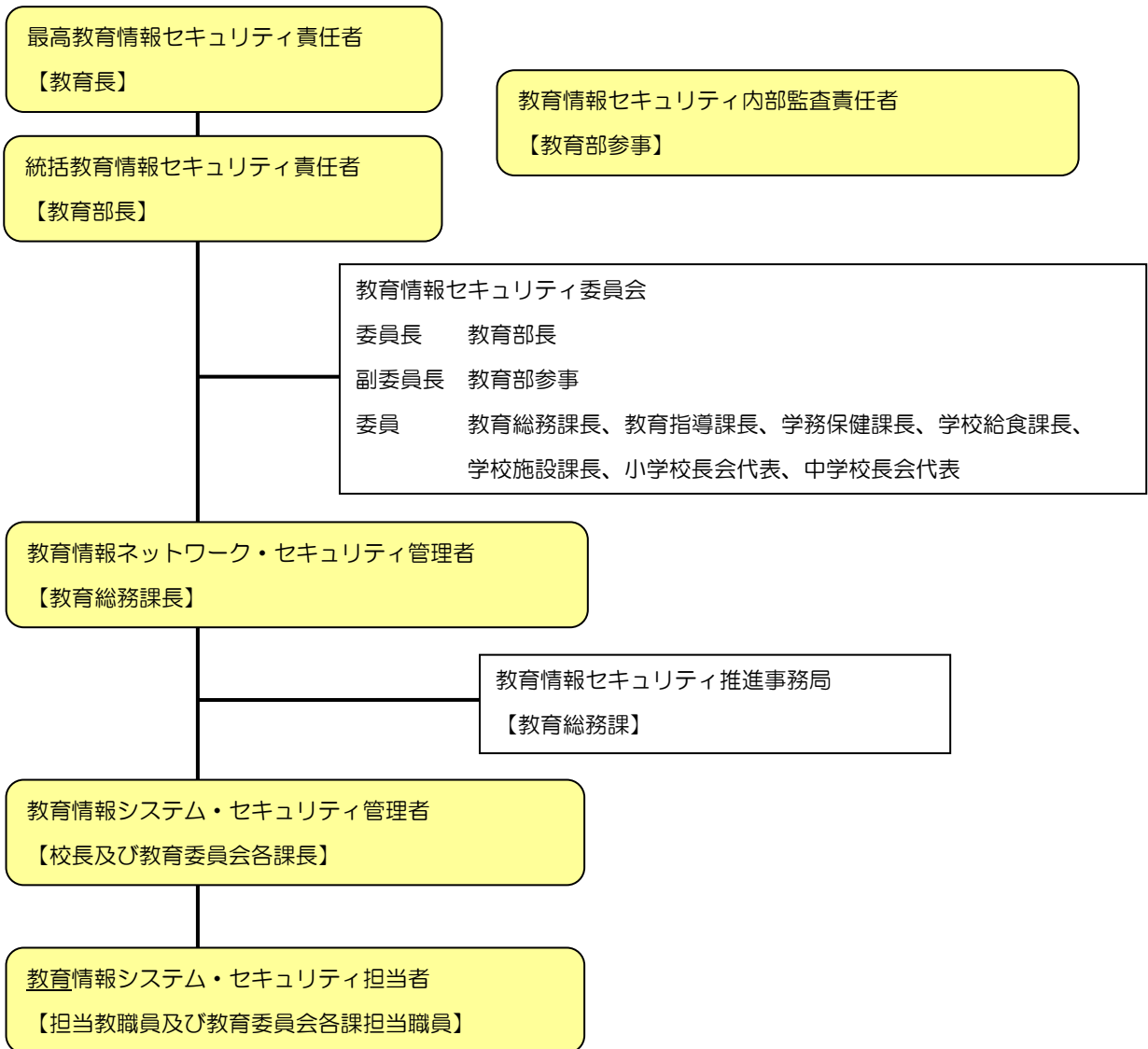
- (ア) 情報セキュリティに関する国や社会動向の把握及び対応
- (イ) 組織全体としての情報セキュリティ推進の明確化
- (ウ) 情報セキュリティを強化するための推進策の承認
- (エ) 『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』に関する見直しの実施
- (オ) リスクマネジメント、組織の連携、指導
- (カ) 重大な障害発生等の緊急対応
- (キ) その他、藤沢市立学校及び教育委員会の情報セキュリティに関する重要な事項の審議委員会での決定事項は、最高教育情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

イ 教育情報セキュリティ委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長、委員及び事務局をもって構成する。また委員会は、議事に関する関係課の職員又は情報セキュリティに関して専門的知識を有する者の出席を求めることができる。

| 名称 | 構成員・担当者 | 役割の概要 |
|------|--|-----------------------------------|
| 委員長 | 教育部長 | 委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める |
| 副委員長 | 教育部参事 | 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する |
| 委員 | 教育総務課長、教育指導課長、学務保健課長、学校給食課長、学校施設課長、小学校長会代表、中学校長会代表 | 情報セキュリティの維持及び改善を推進する |
| 事務局 | 教育情報セキュリティ推進事務局が担う | 委員会の運用支援を行う |

■情報セキュリティ推進体制図



4. 定義

(1) 情報システム

学校及び教育委員会に設置されているコンピュータシステム（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(2) 情報資産

組織が持つ情報と情報システム及びこれらが適切に保護され機能するために必要な要件の総称をいう。

(3) 記録媒体

磁気式、光学式、半導体メモリ等、電子データとして情報を記録する媒体（USBメモリ、SDカード、CD-ROM、DVD-ROM等）をいう。

(4) 校務系情報

児童生徒や教職員等及び学校運営に関する機密情報。

(5) 教育系情報

児童生徒や保護者へ公開する情報及び学校・学級運営で活用することを想定した情報のうち、校務系情報を除くもの。

(6) 学習系情報

児童生徒が授業などで作成した作品やワークシートなどの情報。

(7) 校務用端末

校務系情報及び教育系情報にアクセスできる端末。

(8) 学習用端末

学習系情報にアクセスできる端末。

(9) ネットワーク

情報資産を扱う通信回線、ルータ等の通信機器。

(10) オフィス機器

業務で使用する機器（プリンタ、スキャナ、電話、FAX、携帯電話、コピー機、デジタルカメラ等）という。

5. 情報資産への脅威

本対策基準を策定する上で、特に認識すべき脅威は、次のとおりとする。

- (1) 部外者による故意の不正アクセス、サービス不能攻撃、標的型攻撃等のサイバー攻撃や不正操作によるデータ又はプログラムの持出し、盗聴、改ざん及び消去、機器又は媒体の盗難、サービス妨害等。
- (2) 教職員等、外部委託事業者による意図しない操作、故意の不正アクセス、不正操作によるデータ又はプログラムの持出し、盗聴、改ざん及び消去、機器又は媒体の盗難及び許可されていない端末の接続によるデータの漏え

いや情報システムの停止等。

- (3) コンピュータウイルス、地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止。
- (4) 著作権法等の法令に反するソフトウェアの保持、複製、利用等。
- (5) インターネット等の公共ネットワークにおける公的秩序に反する投稿や発言等による社会的信用の低下等。

6. 情報セキュリティ対策

5で示した脅威から情報資産を保護するために、情報資産を『藤沢市教育情報セキュリティポリシー対策基準<詳細編>』に基づき、重要度で分類し、重要度に応じ、人的・物理的・技術的の観点から情報資産への脅威の対策を講ずるものとする。

7. 藤沢市教育情報セキュリティポリシーの例外措置

- (1) 教育情報ネットワーク・セキュリティ管理者及び教育情報システム・セキュリティ管理者は、藤沢市教育情報セキュリティポリシーを遵守することが困難な状況で、校務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、最高教育情報セキュリティ責任者に許可を得て、例外措置を取ることができる。
- (2) 教育情報ネットワーク・セキュリティ管理者及び教育情報システム・セキュリティ管理者は、校務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、事後速やかに最高教育情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- (3) 最高教育情報セキュリティ責任者は、例外措置にかかる手続等の記録を適切に保管しなければならない。

8. 藤沢市教育情報セキュリティポリシーの公開

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー 基本方針』及び『藤沢市教育情報セキュリティポリシー対策基準<基本編>』は公開とするが、『藤沢市教育情報セキュリティポリシー対策基準<詳細編>』及び各種教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより藤沢市立学校の学校運営及び教育委員会事務に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、非公開とする。

9. 藤沢市教育情報セキュリティポリシーの更新

最高教育情報セキュリティ責任者は、現状の情報セキュリティ対策に新たに

対策を講ずる必要が生じた場合、『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』の実効性を評価し、必要な部分の見直しを行う。教育情報セキュリティ委員会の承認を得て、内容及び更新の時期についての決定を行う。